

令和7年度及び令和8年度における競争入札に参加する必要な資格等

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定める。

第1 資格の種類

令和7年度及び令和8年度において町が締結しようとする契約のうち別表1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者（法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会を除く。）に必要な資格（以下「資格」という。）は、右欄に定めるものとする。ただし、土木工事、建築工事、電気工事、管工事、水道施設工事、舗装工事の資格にあっては、当該資格を、別表2の表の定めるところにより、契約の金額（工事予定価格）に応じ、AからDまで又はAからCまでの等級に区分する。

第2 資格要件

1 共通の資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(3)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により競争入札への参加を排除している者でないこと。
- (3) 国税、道税、市町村税の滞納をしている者でないこと。

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 土木工事、建築工事、電気工事、管工事、水道施設工事、舗装工事、塗装工事、機械器具設置工事、道路標識設置工事、鋼橋上部工事、造園工事。
ア (ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。
(ア) 令和7年1月1日現在において建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可（別表3の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上建設業を営んでいること。
(イ) 資格審査の申請をする日(その日が令和7年4月1日前である場合は、令和7年4月1日)の1年7か月前の日の直後の営業年度の終了の日(以下「基準日」という。)以降に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27

条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)の結果通知(令和 6 年 3 月 1 日以降に経営事項審査を申請した者にあつては、建設業法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値の通知)を受けていること。

(ウ) 基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前 2 年の各営業年度のいずれかの決算において、(ア)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

イ 第 1 のただし書に規定する等級は、別表 4 に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付する。

(2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃
アからイまでのいずれにも該当すること。

ア 令和 7 年 1 月 1 日現在において引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。

イ 令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

(3) 建築物の設計

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 令和 7 年 1 月 1 日現在において引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

(4) 測量

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 55 条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 令和 7 年 1 月 1 日現在において引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

(5) 物品の購入及び物品の賃貸借

アに該当すること。

ア 令和 7 年 1 月 1 日現在において引き続き 2 年以上その事業を営んでいること。

(6) 庁舎等清掃

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)

第12条の2第1項第1号又は第8号（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされている同法による改正前の第12条の2第1項第6号）の登録を受けていること。

イ 令和7年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和6年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る実績を有していること。

(7) 庁舎等警備

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。

イ 警備業法第5条の規定による届出書の提出を必要とする者にあつては、当該届出書の提出を行っていること。

ウ 令和7年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

エ 令和6年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る実績を有していること。

(8) 庁舎等消防設備保守点検

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6に規定する消防設備士の資格を有する者が1名以上いること。

イ 令和7年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和6年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る実績を有していること。

3 資格の種類ごとの用件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

- (1) 令和7年2月1日から令和7年2月28日までとする。
- (2) 共同企業体については、当該共同企業体が結成されたときとする。
- (3) 町長が特に必要と認めた者については、町長が指定する日とする。

2 申請の方法

資格審査の申請者は、遠別町役場建設課管理係に申請書類を提出することとする。

第4 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第5 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 1 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。
- 2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

別表 1

契 約 の 種 類	資 格 の 種 類
土木工事の請負契約	土木工事
建築工事の請負契約	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事
管工事の請負契約	管工事
水道施設工事の契約	水道施設工事
舗装工事の請負契約	舗装工事
塗装工事の請負契約	塗装工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計
測量の委託契約	測量
道路清掃の委託契約	道路清掃
物品の購入契約	物品の購入
庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備
庁舎等消防設備保守点検の委託契約	庁舎等消防設備保守点検

別表 2

種類 等級	土木工事	建築工事	電気工事	管工事	水道施設 工 事	舗装工事
A	3,500 万円以上	5,000 万円以上	1,000 万円以上	1,500 万円以上	3,500 万円以上	4,000 万円以上
B	3,500 万円未満	5,000 万円未満	1,000 万円未満	1,500 万円未満	3,500 万円未満	4,000 万円未満
	1,500 万円以上	3,500 万円以上	250 万円以上	300 万円以上	1,500 万円以上	2,000 万円以上
C	1,500 万円未満	3,500 万円未満	250 万円未満	300 万円未満	1,500 万円未満	2,000 万円未満
	500 万円以上	600 万円以上			500 万円以上	
D	500 万円未満	600 万円未満			500 万円未満	

別表 3

資格の種類	建設業の種類
土木工事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業、解体工事業
建築工事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土木工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業、鉄筋工事業
電気工事	電気工事業、消防施設工事業、電気通信工事業
管工事	管工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、さく井工事業、熱絶縁工事業
水道施設工事	水道施設工事業
舗装工事	舗装工事業
塗装工事	塗装工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業、鋼構造物工事業
道路標識設置工事	とび・土工工事業
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業
造園工事	造園工事業